

洲本市クーリングシェルター募集要領

1 目的

本要領は、気候変動適応法並びに洲本市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】に基づき、熱中症による健康被害の発生を防止し、市民の生命と健康を守るため、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）として指定にご協力いただける市内の民間施設を募集するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 実施内容

クーリングシェルターに指定された施設は、以下の内容を実施すること。

- (1) 冷房設備を適切に管理・運用し、休憩場所での快適な室温を保つこと
- (2) 店舗等の入口や該当箇所等にクーリングシェルター・マークを掲示すること
- (3) 適切な空間で、一時的に休息できるスペース（イス・ソファ等）を設置すること
- (4) クーリングシェルターとして公表する場所の受入可能人数を確実に受け入れられるよう準備すること

3 応募資格

応募資格は市内に所在する民間施設で、以下の要件を満たす施設とする。

- (1) 適当な冷房設備を有すること
- (2) 熱中症特別警戒情報が発表されたときは、開放可能日において当該施設を開放すること
- (3) 熱中症特別警戒情報が発表されていない日時においても、涼をとれる場所として開放可能日において当該施設を開放するよう努めること
- (4) 受け入れることが可能であると見込まれる人数に応じた一人あたり滞在することの可能な空間が適切に確保されていること
- (5) 当該施設の指定箇所が無料で利用可能であること
- (6) 環境省が発表する「熱中症警戒アラート等メール配信サービス」に登録し、熱中症特別警戒情報と熱中症警戒情報の伝達を受けること
- (7) 市とクーリングシェルター指定の協定を締結し、施設の名称・所在地・開放可能日時・受入可能人数の公表に同意できること

4 指定期間

指定の日から指定の日の属する年度の3月31日までとし、指定を受けた施設を有する者から事前の申し出がない限り、翌年度以降も毎年度指定を更新するものとする。

5 指定解除

指定を受けた施設が2の実施内容を満たさなくなった場合または指定を受けた者から指定の解除の申し出があった場合は、4の指定の期間中であっても、市長は指定を解除するものとする。

また、指定を受けた者がクーリングシェルターの管理者としてふさわしくないと認められる場合、市長は指定を解除することができる。

6 運用期間

クーリングシェルターとして施設を運用する期間は、指定の日から指定の日の属する年度の10月第4水曜日までとし、翌年度以降は、毎年度4月第4水曜日から10月第4水曜日までとする。

なお、運用できる日及び時間帯は各施設の状況に応じることとする。

7 募集期間

随時受付

8 応募方法

申込書に必要事項を記入の上、持参、郵送または電子メールにより提出。

住 所：〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号

宛 名：洲本市 市民生活部 生活環境課 環境係

TEL0799-24-7607（直）FAX0799-24-7586

E-mail:kankyou@city.sumoto.lg.jp

9 提出後の流れ

- (1) 応募内容の確認・審査
- (2) 市と施設管理者で協定内容の協議
- (3) 協定の締結
- (4) クーリングシェルター施設情報の公表（市HP等）
- (5) クーリングシェルター運用開始

10 確認事項

- (1) 冷房設備の電気代等に係る一切の費用については、各施設の負担とする。
- (2) 避難者が施設に損害を与えた場合であっても市は一切の責任を負わない。

11 その他

- (1) 施設の内容等について、公序良俗に反する、または、取組みの趣旨に適さない等、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合がある。
- (2) 指定や協定について疑義が生じた時または定めがない事項について取り扱いを定める必要があるときは、その都度、協議して定める。